

8月14日から8月26日までの「まん延防止等重点措置区域」

支援金の対象 簡易フロー

要請対象施設

- 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗
- 【結婚式場】 飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

営業時間は5時から20時まで

酒類の提供停止（利用者による酒類の店内持込みを含む）

感染防止対策の実施

飲食を主として業としている店舗等ではカラオケ設備の利用停止（例：カラオケ設備のある喫茶店等）

業種別ガイドラインの遵守

支援金の支給要件

酒類の提供停止などの要請は、営業時間にかかわらず、全ての対象施設に対して行われますが、支援金の支給は従来の営業時間や営業形態により対象外となる場合があります。詳しくは下記のフロー図にてご確認ください。

①従来の営業時間について

従来20時を超えて営業

従来20時までに閉店

②酒類提供(※1)の有無について

※1：利用者による酒類の店内持込を認めている場合を含む

酒類の提供
がある

酒類の提供
はない

飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を行わない

支援金の対象外

支援金の支給対象外ではありますが、下記の内容が要請されております。

酒類の提供停止
カラオケ設備の利用停止
感染防止対策の実施
業種別ガイドラインの遵守

③要請内容への協力について

休業した

営業時間を
20時までに
短縮し、かつ
酒類提供を
終日やめた

営業時間を
20時までに
短縮したが、
酒類提供は
行った

営業時間
を20時まで
に短縮した
(休業を含む)

④支援金の対象となるか

対象

対象

対象外

対象